

駒ヶ根市

令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画

（駒ヶ根市ごみ減量行動計画）

駒ヶ根市 生活環境課

令和8年度駒ヶ根市一般廃棄物処理実施計画 目次

実施計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. ごみ処理の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

一般廃棄物処理基本計画における施策・・・・・・・・・・ 3～5

1. 令和8年度の新規事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
2. ごみ排出抑制のための継続事業・・・・・・・・・・ 5

ごみ・資源物の収集体制について・・・・・・・・・・ 6～8

1. ごみ・資源物の収集・運搬計画・・・・・・・・・・ 6
2. 一般廃棄物処理業の許可・・・・・・・・・・ 7～8

実施計画の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び第2項並びに、駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物の処理計画を策定するものです。当市が策定した一般廃棄物処理基本計画（令和7年度改定版、以下基本計画という。）の推進及び実施のため、令和8年度における必要な事業について定めます。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。

3. ごみ処理の計画

(1) ごみ処理量

ア ごみ処理目標排出量（令和8年度）

ごみの総排出量 6,623 t

家庭系ごみの総排出量 4,523 t

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量 402g

基本計画におけるごみ排出値と目標値

区 分		単位	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R16年度
ごみ総排出量	計画	t	7,081	7,039	6,744	6,623	6,109
	実績	t	6,876	6,847	6,817	—	—
家庭系ごみ排出量	計画	t	4,833	4,791	4,604	4,523	4,165
	実績	t	4,716	4,629	4,640	—	—
家庭系1人1日 当たりのごみ排出量	人口	人	31,713	31,410	31,157	30,826	29,034
	計画	g	412	418	406	402	393
	実績	g	407	404	408	—	—

- ・令和7年度までは、前期計画の目標値、令和8年度以降は基本計画における目標値を計上しています。
- ・令和8年度以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」により推計した予測値を計上しています。

イ ごみ 発生量（総量）

（単位：t）

区 分	令和 7 年度実績値	8 年度計画排出値	前年度実績対比
燃やせるごみ	5,763	5,656	98.1%
家庭系ごみ	3,586	3,536	98.6%
事業系ごみ	2,177	2,120	97.4%
燃やせないごみ	151	130	86.1%
粗大ごみ	83	69	83.1%
資源物	813	760	93.5%
資源プラスチック	382	368	96.3%
古紙類	235	203	85.7%
紙パック	1	1	前年実績並み
びん類	114	111	97.4%
缶類（アルミ）	16	15	93.8%
缶類（スチール）	11	11	前年実績並み
廃食用油	3	3	前年実績並み
ペットボトル	18	16	88.9%
布類	31	28	90.3%
小型家電・Li 電池	2	4	200%
有害ごみ	7	8	114.3%
乾電池	6	7	116.7%
蛍光管	1	1	前年実績並み
合 計	6,817	6,623	97.2%

・資源物における古紙類はダンボール、新聞紙、雑紙類の累計値を計上しています。



一般廃棄物処理基本計画における施策

1. 令和8年度実施の新規事業

基本計画における家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策のうち、令和８年度中におけるごみの減量化・資源化のための新たな施策として、市では、以下の事業に取り組みます。

事業名	充電式小型家電（12 製品）拠点回収事業
事業概要	近年、リチウムイオン電池内蔵の充電式小型家電による発火事故が頻発しており、駒ヶ根市を含む上伊那の 8 市町村全体で、特に発火事案の多い充電式小型家電 12 製品の拠点回収を行う。
事業目的	収集運搬・処理過程における発火事故の防止、適正処理の徹底、資源化の促進により、正しいごみの出し方への意識向上や処理施設の安定稼働につなげる。
取組方法	＜回収対象＞充電式小型家電 12 製品 ＜回収日＞地区の「ビン、缶、ペットボトル等」の資源回収日 ＜出し方＞電池を使い切り、透明のビニール袋（45 cm×30 cm以内）に入れて、指定のコンテナに排出 ＜広報＞市報、ガイドブック、ホームページ、文字放送、商業施設等へのポスター掲示等
回収における安全対策	令和 8 年 4 月の箕輪町での充電式小型家電回収時における発火事案から、回収場所におけるペール缶保管を検討中。
期待される効果	収集運搬作業及びごみ処理施設の安全性向上、ごみ処理費用の軽減が期待できる。
実施時期	令和 8 年 4 月 1 日から実施

令和 8 年 4 月から

リチウムイオン電池使用の充電式小型家電 「発火性危険物」を回収します

1

回収するもの 充電式小型家電(12製品)



充電式電動工具
（電動ドリル、電動ドライバー）



充電式スマートフォン、携帯電話



充電式スピーカー



充電式カメラ



充電式電動工具
（充電式電動ドリル、充電式電動ドライバー）

※リチウムイオン電池のみの回収となります。充電式小型家電の本体は回収されません。

※リチウムイオン電池のみの回収となります。充電式小型家電の本体は回収されません。

2

回収日・回収場所

「かん・缶」「ペットボトル」などの資源物回収日に、
指定の回収場所で開催します。

3

出し方

電池を使い切り、透明のビニール袋（袋のサイズ
45cm×30cm以内）に入れて、口を密封してください。
バッテリーや充電式の電池など、端子部分が露出
している場合は、必ずテープなどを貼り、絶縁処理
をしてください。



テープで絶縁処理
（テープの幅は2cm以上、長さ10cm以上）



回収場所
（指定の回収場所）

※リチウムイオン電池のみの回収となります。充電式小型家電の本体は回収されません。

（充電式小型家電の回収に関するお問い合わせ先）

駒ヶ丘市役所 生活環境課 環境衛生係

電話 0265-83-2111（内線542・543）

Eメール kankyo-ei@city.komaganegawa.lg.jp

令和8年4月から

リチウムイオン電池使用の
 「発火性危険物」を
 拠点回収します

※集積部材とは一お住まいの市町村が実施しているびん・缶やPETボトルなどとの資源物回収のことです。

回収する充電式小型家電（12製品）



モバイルバッテリー



給湯式たばこ



スマートフォン・
携帯電話



電気シェーバー



ワイヤレスイヤホン



ハンディファン



電動歯ブラシ



携帯ゲーム機・
コントローラー



スマートウォッチ



タブレット端末・
ノートパソコン



コードレス掃除機



電動工具

コードレス掃除機などの
バッテリーを回収する
拠点があります。

コードレス掃除機

電動工具

バッテリーのみ

①コードレス掃除機および電動工具は、バッテリーのみを
回収します。
バッテリーが外れないコードレス掃除機は、バッテリーを
外したものを対象とします。バッテリーを外したものは回収されず、
ご家庭に保管してください。

②以下に該当しないものは電気・電子廃棄物として分別しての回収（「リチウムイオン電池使用の充電式の
電気・電子」）も対象の対象となります。

③「充電式」ではなく、充電ケーブルの長い「着て型」の充電式
たばこは含まれません。

伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町
南箕輪村・中川村・富田村・上伊那広域連合

詳細につきましては、お住まいの市町村までお問い合わせください。

**詳しくは
こちらへ**

(広報用チラシ・ポスター)

事業名	剪定木ウッドチップ化委託事業
事業概要	剪定木処理のため、ごみチケットが不足するといった市民からの声も少なからずあり、当市で策定している廃棄物処理基本計画の重点施策として剪定木のウッドチップ化に取り組む。
事業目的	庭木等、剪定木のウッドチップ化により、家庭から排出される可燃ごみの排出量の減少を図るとともに、ウッドチップを資源として活用（防草対策等）することで、ごみの減量化、資源化につなげる。
取組方法	<回収対象> 地区や家庭で剪定した木・枝のみ <回収場所（検討中）> 【候補】大田切りサイクルステーション <回収日時（検討中）> 土日の午前9時から正午 <広報> 市報、ホームページ、メール、LINE
期待される効果	剪定木をウッドチップ化することで可燃ごみ排出量の削減を図るとともに、チップを防草材、農業用マルチ材等として活用し、資源循環の促進とごみ減量化に寄与する。
実施時期	令和8年10月実施に向けて調整

<剪定木ウッドチップ化委託事業イメージ>



2. ごみ排出抑制のための継続事業

基本計画における家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策について市では以下の事業を継続して実施します。

ごみを出さないための行動（リデュース/Reduce）	
食品ロスの削減	県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」、 「信州発もったいないキャンペーン」について市報やごみのガイドブック、ホームページ等を通じて啓発活動を行い、生ごみの減少化を図ります。
生ごみ処理容器・処理機購入補助	生ごみ処理機等を購入する世帯へ補助金を交付し、生ごみの減量化、堆肥化を促進します。
ごみ処理費用の有料制度	ごみ袋を購入する際の指定ごみ袋購入チケット制度や指定ごみ袋量を超えてごみを排出する場合の有料チケット制度を広域全体で取組むことで、ごみ減量化につなげます。
繰り返し使用のための行動（リユース/Reuse）	
資源回収の実施	大田切りサイクルステーションにてペットボトル、びん、スチール缶、乾電池、蛍光灯、廃食用油、古紙類、紙パック、布類、アルミ缶、小型家電等の資源回収を行うことで、資源の再利用を図ります。
雑紙類の資源化の推進	燃やせるごみに含まれる資源化可能な雑紙類を資源物として分別排出するよう、ごみのガイドブックや分別説明会で周知することにより、燃やせるごみを削減し、再資源化を図ります。
ごみを資源化、再生利用するための行動（リサイクル/Recycle）	
ごみの分別説明会の実施	各地区からの要望に応じてごみ分別説明会を実施し、市民に分別収集、リサイクルへの理解を深めてもらい、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ります。
小学生を対象とした環境教育	総合学習等の時間を利用し、ごみ問題に関する学習やごみの再資源化、減量化、分別方法に関する出前講座を実施することで、環境問題に関する知識向上に努めます。
広報誌等による啓発活動の推進	市報、ホームページ、ケーブルテレビ、資源物ごみのガイドブック等を活用し、ごみの分別減量化、再資源化、4Rの取組について広く広報を行うことで、分別の徹底を図ります。
代替素材への転換のための行動（リプレイス/Replace）	
廃食用油の回収	バイオディーゼル燃料として活用することで、代替素材への転換を図ります。



（令和7年度東伊那小学校4年生 総合学習時間を活用した出前講座の様子）

ごみ・資源物の収集体制について

1. ごみ・資源物の収集運搬計画

(1) 分別区分と収集・運搬及び中間処理内容

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合委託	上伊那広域連合委託
燃やせないごみ 粗大ごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合委託	上伊那広域連合委託
資源物	資源プラスチック	委託収集	上伊那広域連合委託	
	古紙類	委託収集	業者委託	
	紙パック	委託収集	業者委託	
	びん類	委託収集	上伊那広域連合委託	
	缶類（アルミ）	委託収集	業者委託	
	缶類（スチール）	委託収集	上伊那広域連合委託	
	廃食用油	委託収集	業者委託	
	ペットボトル	委託収集	上伊那広域連合委託	
	衣類	委託収集	業者委託	
	小型家電	委託収集	上伊那広域連合委託	
有害 ごみ	乾電池	委託収集	業者委託	
	蛍光管	委託収集	業者委託	

(2) 計画収集（市内全域）

区 分		収集回数	収集方式	搬入先
燃やせるごみ		週 2 回	ステーション方式	上伊那クリーンセンター
燃やせないごみ		週 1 回	ステーション方式	クリーンセンター八乙女
粗大ごみ		年 1 回	拠点回収	業 者
資源物	資源プラスチック	週 1 回	ステーション方式	業 者
	古紙類	月 1 回	拠点回収	業 者
	紙パック	月 1 回	拠点回収	業 者
	びん類	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	缶類（アルミ）	月 1 回	拠点回収	業 者
	缶類（スチール）	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	廃食用油	月 1 回	拠点回収	業 者
	ペットボトル	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
	衣類	月 1 回	拠点回収	業 者
	小型家電	月 1 回	拠点回収	クリーンセンター八乙女
有害 ごみ	乾電池	月 1 回	拠点回収	業 者
	蛍光管	月 1 回	拠点回収	業 者

2. 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項に基づき、一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行う場合には、市町村長の許可を受ける必要があります。

駒ヶ根市が一般廃棄物処理業の許可をしている事業者は以下のとおりです。

(1) 駒ヶ根市一般廃棄物収集運搬業許可業者 (令和8年4月末現在 計46事業者)

区分	事業者名	所在地
法人	(株) アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東一丁目4番23号
法人	(有) アクト	駒ヶ根市赤穂 16439 番地 1
法人	(株) あずさ環境保全	松本市波田 2019 番地
法人	(有) イグチ美装	上伊那郡宮田村 6861 番地 1
個人	伊藤芳海 (エフオート)	京都府宇治市伊勢田町大谷 22 番地の 30
法人	(株) イナック	上伊那郡宮田村 5339 番地
法人	(有) 伊南環境センター	駒ヶ根市赤穂 14 番地 865
法人	(有) 恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂 14 番 672
法人	(有) 加藤産業	下伊那郡高森町下市田 2422 番地 52
法人	(株) 金岡商店	上伊那郡宮田村 5450 番地 50
個人	金田商店 (金田太共)	伊那市中央 5301-34
個人	川島 龍潤	駒ヶ根市上穂北 29 番 22 号
法人	(株) キタニ	伊那市福島 320 番地 1
個人	清村商店	上伊那郡宮田村 7611 番地 4
法人	(株) シーテック	愛知県名古屋市中区忠治山 101 番地
法人	清水解体工業(株)	伊那市西春近 638 番地 1
法人	ジャーナル商事 (株)	飯田市高羽町三丁目 1 番地 11
法人	(株) J A C K	上伊那郡飯島町田切 480 番地 1
法人	(有) 城倉建材	上伊那郡宮田村 3068
法人	(株) G r e a n	伊那市西春近 5806 番地
法人	(株) セイビ社	駒ヶ根市赤穂 14 番地 865
法人	(有) タカハ	飯田市松尾明 7714 番地 1
法人	(有) 高山商店	伊那市前原 8303 番地 3
法人	(有) トラスト	上伊那郡中川村大草 3950 番地 1
法人	直富商事 (株)	長野市大字大豆島 3397 番地 6
法人	(株) 那須屋興産	伊那市西町 6612 番地 2
法人	南重建設 (株)	伊那市美簗 7904 番地 1
法人	日化メンテナンス (株) 長野営業所	駒ヶ根市赤穂 3260 番地 3
法人	(株) ジュー・イー・ピー	上伊那郡飯島町飯島 243 番地 1
法人	(株) バイオエコロジー信州	駒ヶ根市中沢 4117 番地
法人	(株) ハクトートータルサービス	上伊那郡南箕輪村 9608 番地 1
法人	(株) ビジニナル・サービスセンター	駒ヶ根市赤穂 1019 番地の 2

法人	(株) B I S O	伊那市大字東春近 549 番地 3
法人	(有) ファットエヴァー	伊那市富県 3429 番地 5
法人	富貴屋建設 (株)	駒ヶ根市赤穂 3468 番地
法人	(株) M A S A T O	駒ヶ根市下平 800 番地 1
法人	(有) 松岡産業	駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25
個人	松永商店	伊那市山寺 2225 番地
法人	(有) マツムラ	上伊那郡飯島町飯島 243 番地 10
法人	(株) マルケイ	飯田市松尾上溝 3033 番地 3
法人	丸忠リサイクル (株)	上伊那郡飯島町飯島 152 番地 1
法人	(有) 丸中産業	上伊那郡南箕輪村 5609 番地 2
法人	(有) 宮田衛生社	上伊那郡宮田村 7079 番地 4
法人	(株) メディカルサービス松本	塩尻市大字洗馬字下平 491 番地 1
法人	(株) 吉川商店	岡谷市湖畔一丁目 7 番 4 号
法人	(株) Re Art	駒ヶ根市赤穂 16712 番地 24

(2) 駒ヶ根市一般廃棄物処分業許可業者 (令和 8 年 4 月末現在 計 5 事業者)

区分	事業者名	所在地
法人	(有) アクト	駒ヶ根市赤穂 16439 番地 1
法人	(有) 恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂 14 番 672
法人	(株) シーテック	愛知県名古屋市長区忠治山 101 番地
法人	(株) バイオエコロジー信州	駒ヶ根市中沢 4117 番地
法人	(有) 松岡産業	駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25

(3) 許可方針

ア 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者の処理能力において、十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可については、原則として行いません。ただし、次の場合は許可を行います。

- ・市外で収集したごみを市内の処理業者に運搬する等、市内において収集を行わない業者の申請
- ・更新の許可申請を失念していた等の理由に基づき、許可期限の満了日までに更新許可申請をしなかった業者の申請
- ・既存個人許可業者が法人化する場合、又は、既存法人許可業者が合併する場合の申請

イ 一般廃棄物処分業

原則として新規の許可は行いません。